

## 令和4年度つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格、物価高騰等の影響を受けている介護保険サービス事業所(以下、事業所という。)を運営する事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な介護保険サービスの提供を支援するため、予算の範囲内において当該事業所を運営する事業者に対し、令和4年度つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定により設置されている事業所をいう。
- (2) 医療みなし指定 法第71条第1項、又は第72条第1項(第115条の11の規定により準用する場合も含む。)の規定により、健康保険法(大正11年法律70号)の保険医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が法による指定を受けたものとみなされることをいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者は、法に規定する指定を受けている別表に掲げる事業所を運営するものとする。

ただし、次に掲げる事業所を運営する事業者は除く。

- (1) 令和4年10月1日時点で法に規定する指定を受けていない事業所。
- (2) 令和4年10月1日時点で廃止・休止している事業所。
- (3) 令和5年3月31日までに廃止・休止を行う予定の事業所。
- (4) 申請日時点で廃止・休止している事業所。
- (5) 国、地方公共団体又は社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が運営する事業所。
- (6) 廃止・休止届出の有無にかかわらず、実態として廃止・休止の状態にあつて市長が不相当と判断した事業所。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げる事業所の種別及びその定員数(床数)に応

じ、同表右欄に定める額とする。ただし、事業所の定員数(床数)については令和4年10月1日時点を基準とする。

- 2 支援金の交付は、同一対象事業者につき1回限りとする。
- 3 複数の事業所を運営する事業者については事業所ごとに交付するものとする。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、令和4年度つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 指定通知書又は指定更新通知書の写し
- (2) 振込口座の情報が確認できる書類の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、令和4年度つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の決定を受けた事業者(以下「支援事業者」という。)に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (2) 支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じること。
- (3) 市長が支援金について報告を求め、証拠書類その他の物件を調査する場合は、これに応じなければならないこと。
- (4) その他この要項の規定を遵守すること。

(支援金の取消し)

第8条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は前項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、令和4年度つくば市介護保険サービス事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該決定を受けた者に通知するものとする。

3 支援事業者は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消された場合において、既に支援金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに支援金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第9条 支援事業者は、交付対象事業に係る証拠書類を整理し、令和10年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

この要項は、令和5年1月16日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	事業種別	定員数(床数)	支援金の額 (1事業所あたり)
入所系 施設 サービス	ア 介護老人福祉施設※1※2	10人未満	30万円
	イ 地域密着型介護老人福祉施設※1	10人～30人未満	50万円
	ウ 介護老人保健施設※1	30人～50人未満	60万円
	エ 認知症対応型共同生活介護		
	オ 特定施設入居者生活介護※1	50人～100人未満	80万円
	カ 短期入所生活介護(単独型)	100人以上	100万円

通所系 サービス	ア 通所介護	20 人未満	20 万円
	イ 地域密着型通所介護		
	ウ 認知症対応型通所介護	20 人～50 人未満	30 万円
エ 通所リハビリテーション (医療みなし指定を除く)			
	オ 小規模多機能型居宅介護 ※3	50 人以上	40 万円
	カ 看護小規模多機能型居宅 介護※3		
訪問系 サービス	ア 訪問介護	—	5 万円
	イ 訪問入浴介護		
	ウ 訪問看護 (医療みなし指定を除く)		
	エ 訪問リハビリテーション (医療みなし指定を除く)		
	オ 居宅介護支援		
	カ 介護予防支援		
	キ 福祉用具貸与・特定福祉用 具販売※4		

定員数(床数)の基準日は令和4年10月1日時点とする。

※1 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護については事業所内の併設型の短期入所生活介護、短期入所療養介護の定員数(床数)を合算し、一つの入所系施設サービス事業所とみなす。

※2 介護老人福祉施設については同一法人が同一敷地内で介護老人福祉施設を複数運営している場合にはそれぞれの定員数(床数)を合算し、一つの入所系施設サービス事業所とみなす。

※3 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については通いサービス、宿泊サービスの定員数を合算し、一つの通所系サービス事業所とみなす。

※4 同一法人が同一事業所で提供する福祉用具貸与、特定福祉用具販売についてはそれぞれを合わせて一つの訪問系サービス事業所とみなす。